

公的年金の業務・運営等に対する意見

日本年金機構運営評議会
座長 岩村正彦 様

平成22年9月29日
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島宏克

日頃より、知的障害のある人を持つ家族と本人の団体である本会に対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

現在、我が国は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。政府においては、障がい者制度改革推進本部の下、障がい者制度改革推進会議等で新たな制度の構築に向けた議論が進められており、本会も参画し、大きな期待をもっているところです。

障害基礎年金は、憲法第25条の生存権に基づき、「健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」ものであり、現在、様々な困難を抱える知的障害のある人たちの生活を支える重要な所得保障となっています。

ついては、本会の意見を以下のとおり申し述べますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○障害認定について

既述したように、障害基礎年金は、地域で暮らす知的障害のある人たちの主たる収入となっており、暮らし全体を支えるものとなっています。

一昨年、一部の地域において、就労したことのみをもって同年金の支給停止の例がみられました。それに対して社会保険庁は、昨年7月に「障害基礎年金の障害認定及びその結果に係る年金受給者の方への教示について」(地方社会保険事務局長宛、事務連絡)で、単に就労したことのみではなく、総合的な判断が必要であり、かつ就労している場合であっても、様々な観点からその状況を慎重に判断すべきものであるとの見解を示しています。

このことは、障害認定が、必ずしも明確な基準に基づくものではなく、各地の社会保険事務所並びにその認定医の判断に多くを委ねている状況を示しており、危惧しています。

ついては、各地の社会保険事務所並びに認定医に障害認定の際の留意事項として、就労した(している)ことのみをもって判断することなく、様々な観点からその状況を慎重に判断すべきであることを周知徹底するとともに、障害基礎年金の趣旨や知的障害福祉に知見のある認定医を選任できる仕組みについて検討する必要があると考えます。

○障害認定基準の見直しについて

先ず、知的障害は、身体障害における「身体機能」や精神障害の「疾病」とは異なるもので、「状態像」を示す障害であり、医師の診断や判断だけでは認定が困難な障害といえます。一方、現行の認定基準は、次のとおりとなっています。

- 1 級…知的障害があり、日常生活への適応が困難で、常時介護を要するもの
- 2 級…知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの
- 3 級…知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

以上のように、日常生活における能力や困難性を示していますが、その評価や方法に客観的な仕組みがない現状であると考えます。また、この等級の内容的は、日常生活における困難性や支援の必要度の高低を示したものとは思えません。さらに、所得保障の必要性の尺度との関連も不明瞭と考えます。

特に、知的障害のある人たちが地域で生活し、就労する場合、その多くは様々な支援によってそれが可能であり、知的障害そのものが軽減しているわけではないと考えます。ついては、現行の障害認定基準とその認定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。

○障害認定基準と所得制限のダブルスタンダードの問題

現行の国民年金法並びに同施行令では、支給の要件には未就労は明記されていません。また、年間所得額が約 360 万円(単身)を超えないかぎり、減額ないし支給停止にはならないことにもなっており、このことは、給与所得等を想定して、所得制限が設けられていると理解されます。

しかし、現状では、社会保険庁の通知による「障害認定基準」により、所得額に関係なく、支給停止等が行われています。これは、明らかなダブルスタンダードとなっており、問題があると考えます。

○審査期間の短縮

現在、障害基礎年金の審査が長期間となっており、請求から裁定までの間、請求者が長い間待たなければならない状況があります。

ついては、障害認定の基準や手続きの見直しと合わせ、審査期間を短縮する必要があると考えます。

○診断書の様式等について

現行の請求の際の診断書は、「精神の障害用」の所定用紙に精神障害と知的障害の順に記入するようになっていることにより、知的障害の特性を記入しにくい現状があります。ついては、「精神障害」と「知的障害」それぞれの専用の診断書に分ける必要があると考えます。

また、知的障害の場合、身体的には元気なことから、主治医を持たない場合があります。従って、医師によっては、知的障害の特性や障害基礎年金の仕組みを理解しないまま、診断書の記入が行われ、請求者の状況が適切に反映されない場合があります。ついては、適切な診断書となるよう記入要領等に配慮する必要があると考えます。

○窓口対応について

現状において、障害認定の地域差も想定されるなか、支給停止等に対して再審査請求を行おうとした人に対して、窓口で安易に再請求結果を予測して、受け付けようとしぬ例もみられます。再審査請求に至る理由や状況に十分配慮し、丁寧な対応を図るべきであると考えます。